

昭和四十九年総理府令第四十三号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

法律施行規則

(昭和四十九年法律第二百一号) 第十四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第八条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則を次のように定める。

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る算定方法)

第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(以下「令」という。)第八条の防衛省令で定める算定方法は次の算式により時間帯正等価騒音レベルを算定する方法とする。

L_{A,E} = 一日の間の自衛隊等(防衛施設

記号において、次の場合に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

2 前項の算定方法において、次の場合に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

一 L_{A,E} 一日の間の自衛隊等(防衛施設

周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第一条第一項に規定する自衛隊等をいう。以下同じ。)の航空機の離陸、着陸等(法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを含む。以下同じ。)の実施により単発的に発生する騒音(以下「単発騒音」という。)のうち午前七時から午後七時までの間ににおける一番目のものの単発騒音暴露レベル(産業標準化法(昭和二十四年法律第二百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格Z-II八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。)

二 L_{A,E} 単発騒音のうち午後七時から午後十時までの間ににおける一番目のものの単発騒音暴露レベル

三 L_{A,E} _{n_k} 単発騒音のうち午前零時から午前七時まで及び午後十時から午後十二時まで

の間におけるk番目のものの単発騒音暴露レ

2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一 普通交付額 交付金を交付する年度(以下「交付年度」という。)に交付すべき交付金の予算額に百分の六十二・五を乗じて得た額の範囲において、前年度の普通交付額を考慮し、防衛大臣が配分した額

二 面積点数 第一表の上欄に掲げる関連市町村の区域内に所在する特定防衛施設の交付年度の四月一日現在における面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる令第十五条第二号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た

数値(砲撃が実施される演習場又は試験場(以下「演習場等」という。)に係る関連市町村で同条第四号に規定する関連市町村の交付

年度の四月一日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積(防衛大臣が

市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該市町村に係る特定防衛施設の面積を除く。)に対する割合(以下この号及び次号において「第十五条第四号割合」という。)が一平方キロメートル当たり五十人未満のものにあつては当該數値に〇・五を乗じて得た数値とし、令第十三条第四号に掲げる防衛施設に係る関連市町村で第十五条第四号割合が一平方キロメートル当たり五十人未満のものにあつては当該數値に〇・三を乗じて得た数値とする。)

三 人口点数 第一表の上欄に掲げる関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の二の特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、当該人口を当該特定防衛施設に係る関連市町村の数で除して得た人口とし、関連市町村に係る特定防衛施設が二以上あり、かつ、当該特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、それぞれの特定防衛施設ごとに、関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口を当該関連市町村の数で除して得た人口を、当該関連市町村の人口を超えない範囲内で合算した人口とする。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる第十五条第四号割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値

五パーセント以上十パーセント 一・四
未満

十パーセント以上二十パーセン 一・八
ト未満

二十パーセント以上三十パーセン 二・二
ント未満

三十パーセント以上四十パーセン 二・六
ント未満

四十パーセント以上五十パーセン 三・八
ント未満

五十パーセント以上六十パーセン 三・四
ント未満

六十パーセント以上七十パーセン 三・八
ント未満

七十パーセント以上八十分 三・二
ント未満

八十分以上 四・六

八十分未満

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定)

第二条 令第八条の防衛省令で定める値は、法第四条に規定する第一種区域にあつては六十二・デシベル、法第五条第一項に規定する第二種区域にあつては七十三・デシベル、法第六条第一項に規定する第三種区域にあつては七十六・デシベルとする。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定)

第三条 法第九条第二項の規定により各特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる式によつて算定した額及び第六項の額の合算額とする。

$$\text{普通交付額} \times \left[\frac{20}{100} \times \frac{\text{当該関連市町村の面積点数}}{\text{関連市町村の面積点数を合算した点数}} + \frac{22}{100} \times \frac{\text{当該関連市町村の人口点数}}{\text{関連市町村の人口点数を合算した点数}} \right]$$

$$\text{人口点数} = \frac{53}{100} \times \frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数及び地域点数を合算した点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数及び地域点数を合算した点数}}$$

$$\text{した点数} = \frac{5}{100} \times \frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数}}$$

第一表	第二表
五百人未満	一パーセント未満
五千人未満	一パーセント以上五パーセント
一万人以上	一・二〇
二万人以上	一・二〇
三万人以上	一・二〇
四万人以上	一・二〇
五万人以上	一・二〇

第一表	第二表
五千人未満	一平方キロメートル当たり七百五人未満
一万人以上	一万人以上二万人未満
二万人以上	二万人以上三万人未満
三万人以上	三万人以上四万人未満
四万人以上	四万人以上五万人未満
五万人以上	五万人以上

第一表	第二表
五千人未満	一平方キロメートル当たり七百五人未満
一万人以上	一万人以上二万人未満
二万人以上	二万人以上三万人未満
三万人以上	三万人以上四万人未満
四万人以上	四万人以上五万人未満
五万人以上	五万人以上

第

（法第五条第一項に規定する第二種区域内に居住する者の人口にあつては、当該人口に二を乗じて得た人口）をいう。以下同じ。）を合算した人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

（3）配分点数 第三表の上欄に掲げる関連市町村ごとの障害人口の区分に応じ、同表

第二表									
六千五百回					六千五百回				
未満					未満				
回転翼航空機その他ターボジェット発動機を主たる動力又は補助動力としない航空機	ターボジェット発動機を主たる動力とする航空機	ターボジェット発動機を主たる動力とする亜音速の航空機のうち戦闘機及び大型の輸送機以外の航空機	ターボジェット発動機を主たる動力とする亜音速の航空機のうち戦闘機又は大型の輸送機	ターボジェット発動機を主たる動力とする超音速の航空機	四〇	三〇	一五	一〇	一〇
回未満	七百五十	七百五十	七百五十	七百五十	四万人以上	五千人以上	二万八千人以上	一万人以上	五千人未満
四万人以上	人未満	人未満	人未満	人未満	五千人未満	五千人未満	人未満	人未満	人未満
二万人以上四万	二万人以上二万	二万人以上二万	二万人以上二万	二万人以上二万	一・六	一・四	一・二	一・〇	〇・八
二・八	二・四	二・〇	二・〇	二・〇	四	四	二	一	一

第二表

航空機の種類別点数×航空機の飛行回数別
点数×(1+(1/2))×(当該飛行場等に係る
関連市町村の数-1)×(当該関連市町
村の配分点数/当該飛行場等に係る関連市町
村の配分点数を合算した点数)

この式において、次に掲げる用語について
は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 航空機の種類別点数 第一表の上欄に
掲げる航空機の種類(交付年度において当
該飛行場等において離陸又は着陸を実施す
る主たる航空機の種類をいう。)の区分に
応じ、同表の下欄に掲げる数値

(2) 航空機の飛行回数別点数 第二表の上
欄に掲げる令第十五条第五号アの回数及び
同表の中欄に掲げる当該飛行場等に係る関
連市町村の障害人口(法第四条に規定する
第一種区域内に居住する者又はこれに準ず
る者の交付年度の四月一日現在における人

回未滿

			六万五千回		以上		六万五千回		回未滿		六万五千回	
			人未滿		人未滿		人未滿		人未滿		人未滿	
四万人以上	二万人以上四万	人未满	五千人以上一万	人未满	一万人以上二万	人未满	五千人未满	四万人以上	二万人以上四万	一万人以上三万	十一·〇	
十六·八	十四·四		九·六		十二·〇		七·二	十五·四	十三·二			

第三表

第一表

第二

第二表		回未滿一千五百人以上										回未滿九千五百人以上											
		二万六千回以上					二万二千七百五十回未滿					一万多九千五百人以上					一万人以上四千五百人未滿						
四万八千人以上	五千五百人未滿	三千人以上三	六千人以上六	一万二千人以上一	二万四千人以上四	四万八千人以上四	五千人未滿	万人未滿	万人未滿	五千人未滿	四万人以上一	二万六千回	二万二千七百五十回未滿	一万多九千五百人以上	一万人以上四千五百人未滿	五千人未滿	万人未滿	万人未滿	五千人未滿	一万人以上二	四十二·〇	五十三·六	
		一万二千人以上二	二万二千人未滿	四万八千人以上三	六千人以上六	一万二千人以上一	二万四千人以上四	四万八千人以上四	五千人未滿	万人未滿	万人未滿	五千人未滿	四十八·〇	三十六·〇	七十五·六	六十四·八	五十四·〇	四十三·二	六十七·二	五十七·六	四十八·〇	五十八·八	五十九·四
五·〇	四·三	三·七	三·〇	二·三	一·七	一·〇	八十四·〇	七十二·〇	六十一·〇	四十八·〇	三十六·〇	七十五·六	六十四·八	五十四·〇	四十三·二	六十七·二	五十七·六	四十八·〇	三十八·四	三十八·四	二十八·八	五十八·八	五十九·四

第一表

ハ 砲撃が実施される演習場等 次に掲げる式により算定して得た数値

(1) 砲撃日数別点数×演習人員別点数×(1+数-1)×(当該演習場等に係る関連市町村の合算した点数)

(2) この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 砲撃日数別点数 第一表の上欄に掲げる演習場等及び同表の中欄に掲げる令第十五条第五号イの日数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

(2) 演習人員別点数 第二表の上欄に掲げる令第十五条第五号イの人数及び同表の中欄に掲げる令第十五条第一号の面積が当該演習場等に係る関連市町村の交付年度の四月一日現在における面積を合算した面積に占める割合(第二表において「演習場等面積割合」という。)又は当該演習場等における人口を合算した人口(第二表において「合算人口」という。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

(3) 配分点数 第三表の上欄に掲げる当該関連市町村の区域内にある演習場等の土地の交付年度の四月一日現在における面積が当該演習場等の同日現在における土地の面積に占める割合(第三表において「関連市町村面積割合」という。)又は関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口(第三表において「関連市町村ごとの人口」という。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

父付年度に
火器（口径三百ミリメートルの榴弾
ケツト弾と同じ。）を

(3) 配分点数 第三表の上欄に掲げる当該
関連市町村の区域内にある演習場等の土地
の交付年度の四月一日現在における面積が
当該演習場等の同日現在における土地の面
積に占める割合（第三表において「関連市
町村面積割合」という。）又は関連市町村
の交付年度の四月一日現在における人口
(第三表において「関連市町村ごとの人口」と
いう。) の区分に応じ、同表の下欄に掲
げる数値

ハ 砲撃が実施される演習場等 次に掲げる式により算定して得た数值

砲撃日数別点数×演習人員別点数× $(1 + \frac{1}{数 - 1})$ × (当該演習場等に係る関連市町村の配分点数 / 当該演習場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数)

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 砲撃日数別点数 第一表の上欄に掲げる演習場等及び同表の中欄に掲げる令第十五条第五号イの日数の区分に応じ、同表の

人千五万七上以人 五 万		满未人 五 万				第二表	
人口二万人未満	二 パ ーセント以上、 演習場等面積割合 合算五	演習場等面積割合 セント以上、 合算人口四 万人以上	二 パ ーセント以上、 演習場等面積割合 合算人口二 万人以上	一 パ ーセント未満、 合算人口四 万人以上	一 パ ーセント以上、 演習場等面積割合 合算人口二 万人以上	一 パ ーセント未満、 合算人口五 万人未満	一 演習場等面積割合五 パ ーセント未満
人口二万人未満	二 パ ーセント以上、 演習場等面積割合 合算五	演習場等面積割合 セント以上、 合算人口四 万人以上	二 パ ーセント以上、 演習場等面積割合 合算人口二 万人以上	一 パ ーセント未満、 合算人口四 万人以上	一 パ ーセント以上、 演習場等面積割合 合算人口二 万人以上	一 パ ーセント以上、 合算人口五 万人未満	一 演習場等面積割合五 パ ーセント未満
一 四 ・	一 三 ・	一 〇 ・	一 七 ・	一 〇 ・	一 二 ・	二 百 日 五	二 百 日 十
						未 滿 日 上 百	未 滿 日 十 百

人千五万二十上以人 万	十	満未人万十上以人千五 万	七	満未
人 口 二 万 人 未 滿	一 パーセント以上、合算 人 口 二 万 人 未 滿	演習場等面積割合 セント未満、合算人 口二万人未満	演習場等面積割合 セント以上、合算人 口二万人未満	一 パーセント以上十パ ーセント未満、合算人 口二万人以上
人 口 二 万 人 未 滿	一 パーセント未満、合算 人 口 二 万 人 未 滿	演習場等面積割合 セント未満、合算人 口二万人未満	演習場等面積割合 セント以上、合算人 口二万人未満	一 パーセント以上十パ ーセント未満、合算人 口二万人以上
人 口 二 万 人 未 滿	一 パーセント未満、合算 人 口 二 万 人 未 滿	演習場等面積割合 セント未満、合算人 口二万人未満	演習場等面積割合 セント以上、合算人 口二万人未満	一 パーセント以上十パ ーセント未満、合算人 口二万人以上
人 口 二 万 人 未 滿	一 パーセント未満、合算 人 口 二 万 人 未 滿	演習場等面積割合 セント未満、合算人 口二万人未満	演習場等面積割合 セント以上、合算人 口二万人未満	一 パーセント以上十パ ーセント未満、合算人 口二万人以上

万二十二上以人万 十		満未人万十二上以人千五万 七		十		満未人	
一 パーセント未満 人口二万人未満 人 口 二 万 人 未 満	一 演習場等面積割合 パーセント未満 二 演習場等面積割合 セント以上、合算 四 万人以上	二 演習場等面積割合 パーセント以上、合算 人口二万人以上 未 満	一 演習場等面積割合 パーセント以上十 一 セント未満、合 算人口 二 万人以上	一 演習場等面積割合 パーセント未満 二 演習場等面積割合 パーセント以上、合 算人口 人口二万人未滿	演習場等面積割合 セント以上 四 万人以上	演習場等面積割合 セント以上、合 算人口 合 算人口 人口二万人未滿	一 パーセント以上十 一 セント未満、合 算人口 二 万人以上 人口二万人以上 四 万人以上
一 パーセント未満 二 演習場等面積割合 セント以上、合算 五 人口二万人未満 人 口 二 万 人 未 満	一 演習場等面積割合 パーセント未満 二 演習場等面積割合 セント以上、合算 四 万人以上	二 演習場等面積割合 パーセント以上、合算 人口二万人以上 未 満	一 演習場等面積割合 パーセント以上十 一 セント未満、合 算人口 二 万人以上	一 演習場等面積割合 パーセント未満 二 演習場等面積割合 パーセント以上、合 算人口 人口二万人未滿	演習場等面積割合 セント以上 四 万人以上	演習場等面積割合 セント以上、合 算人口 合 算人口 人口二万人未滿	一 パーセント以上十 一 セント未満、合 算人口 二 万人以上 人口二万人以上 四 万人以上
三 五 九 .	五 九 .	四 五 .	三 二 .	三 二 .	五 二 .	四 ○ .	

人万五 二十		満未人万五十二上以人千五万二 二十		満未人千五 一	
一 パーセント未満	演習場等面積割合 人万以上	一 演習場等面積割合 セント以上、合算人口	一 演習場等面積割合 セント未満、合算人口	一 演習場等面積割合 セント以上、合算人口	一 演習場等面積割合 セント未満、合算人口
四 パーセント未満	演習場等面積割合 人万以上	二 演習場等面積割合 セント以上、合算人口	二 演習場等面積割合 セント未満、合算人口	二 演習場等面積割合 セント以上、合算人口	二 演習場等面積割合 セント未満、合算人口
未満	未満	未満	未満	未満	未満
五 パーセント未満	演習場等面積割合 人万以上	五 演習場等面積割合 セント以上、合算人口	五 演習場等面積割合 セント未満、合算人口	五 演習場等面積割合 セント以上、合算人口	五 演習場等面積割合 セント未満、合算人口
六 五 四・	七 二・	五 五・	九 三・	六 五・	○ 五・

満未人千五万七十二上以		満未人万十三上以人千五万七 二十		満未人千五万七十二上以	
未満	一 演習場等面積割合五 パーセント以上十パーセント未満、合算人口 二 演習場等面積割合五 二万人以上	一 演習場等面積割合五 パーセント以上十パーセント未満、合算人口 二 演習場等面積割合五 二万人以上	一 演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口 四万人以上 二 演習場等面積割合十パーセント以上、合算人口 四万人以上	一 演習場等面積割合五 パーセント以上十パーセント未満、合算人口 二 演習場等面積割合五 二万人以上	一 演習場等面積割合五 パーセント以上十パーセント未満、合算人口 二 演習場等面積割合五 二万人以上
人口二万人以上 四万人合算	人口二万人以上 合算人口	人口二万人未満	人口二万人未満	人口二万人未満	人口二万人未満
六五.		六.	四六.	七八.	六〇.

点数に、第二表の上欄に掲げる同号ウの数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数とする。

(1) 総トン数一万トン以上の艦船が係留する港湾(次号の港湾を除く。)五

(2) 総トン数一万トン以上の艦船及び原子力船(アメリカ合衆国の軍隊に属し、かつ、その軍用に供するものに限る。以下この二において同じ。)が係留する港湾又は総トン数一万トン以上の原子力船が係留する港湾 交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の原子力船の係留期間の日数を三で除して得た日数が二百日未満の場合六(当該日数が零となる場合は五)、当該日数が二百日以上の場合は九

(3) 原子力船が係留する港湾 交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の原子力船の係留期間の日数を三で除して得た日数が二百日未満の場合六(当該日数が零となる場合は五)、当該日数が二百日以上の場合は九

第一表 第二表

五百未満	一・一
千五百以上二千未満	一・〇
二千以上二千五百未満	一・一
二千五百以上	一・二

五 地域点数 次に掲げる事項の影響の程度に係る数値について、当該影響の程度が著しいものにあつては一・五とし、当該影響の程度が特に著しいものにあつては三・〇とし、それぞれの事項における当該数値を合算した数値

イ 飛行場等に係る関連市町村の法第四条に規定する第一種区域の交付年度の四月一日現在における面積に対する割合

八 飛行場等における航空機の地上での移動、航空機の整備並びに第五項第一号及び第六号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に影響が生じる音響の強度及び頻度

二 令第十三条第三号に該当する防衛施設における回転翼航空機以外の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の頻度

本 航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場で実施される第五項第二号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

六 第五項第三号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

ト 令第十三条第四号に該当する防衛施設における航空機の地上での移動、航空機の整備並びに第五項第四号に規定する航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

ヘ 第五項第七号に規定する特定防衛施設の訓練点数 次の表の上欄に掲げる令第十五条第七号の特定防衛施設の運用の態様の変更の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、飛行場等にあつては第四号イ(3)の配分点数を当該飛行場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場にあつては同号ロ(2)の配分点数を当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、砲撃が実施される演習場等にあつては同号ハ(3)の配分点数を合算した点数で除して得た数値を、港湾にあつては一・〇を、それぞれ乗じて得た数値

訓練又は演習の態様が通常の訓練又は演習と比べて大規模かつ特殊であるものとして防衛大臣が認めたもの

3 認めたもの(以下この項において「大規模訓練等」という。) 一 ○

令第十五条第五号アの種類若しくは回数、同号イの日数若しくは人数又は同号ウの割合若しくは数の変更の結果、交付年度における交付金算定の基礎となつた前項第四号の特定防衛施設の運用点数(以下「當該年度運用点数」といいう。)が、前年度における交付金算定の基礎となつた前項第四号の特定防衛施設の運用点数の運用点数(以下「當該年度運用点数」といいう。)が、前年度における交付金算定の基礎となつた前項第四号の特定防衛施設の運用点数(以下「當該年度運用点数」といいう。)の九十パーセント以下に低減することとなる関連市町村がある場合には、当該関連市町村については、前年度運用点数に次に掲げる式により算定した数值を乗じて得た数値を當該年度運用点数とみなすものとする。

$$0 \cdot 9 - (1 / 2) ((\text{前年度運用点数} - \text{該年度運用点数}) / \text{前年度運用点数}) + 0 \cdot 1$$

4 第一項の式により交付金を算定する場合において、第二項第二号の面積点数を基礎として算定した額、同項第三号の人口点数を基礎として算定した額、同項第四号の特定防衛施設の運用点数を基礎として算定した額、同項第五号の地域点数を基礎として算定した額及び同項第六号の特定防衛施設の訓練点数を基礎として算定した額のそれぞれに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその金額を千円として計算するものとする。

5 令第十五条第六号の防衛省令で定める航空機の運用及び管理は、次に掲げるものとする。

一 航空機の地上での試運転

二 航空機の低空で停止した飛行

三 演習場等における航空機の離陸、着陸、急降下、低空における飛行又は低空で停止した飛行

四 令第十三条第四号に該当する防衛施設における航空機の離陸、着陸、急降下、低空における飛行、地上での試運転又は低空で停止した飛行

6 令第十五条第七号に掲げる運用の態様の変更を考慮して特に必要があると認める関連市町村に対する交付金のほか、交付年度に交付すべき交付金の予算額から普通交付額を控除した額について当該運用の態様の変更を考慮し

て防衛大臣が配分した額を交付するものとする。

(関連市町村の合併があつた場合の特例)

第四条 前条(第六項を除く。以下同じ。)の規定により、関連市町村の合併(関連市町村の区域の全部に係る市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。)をいう。以下同じ。)により定められ、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した関連市町村(以下「合併後関連市町村」という。)に対し交付すべき交付金の額として算定した額が、合併前関連市町村(関連市町村の合併によりその区域の全部が合併後関連市町村の区域の一部となつた関連市町村をいう。以下同じ。)が交付年度の四月一日においてなお当該関連市町村の合併前の区域をもつて存続した場合に算定される額(当該合併前関連市町村が二以上ある場合には、当該二以上の合併前関連市町村につきそれぞれ算定される額の合算額)より少ないとときは、同条の規定にかかるわらず、当該関連市町村の合併が行われた日の属する年度の翌年度(当該日が四月一日である場合には、当該日の属する年度)以降十年度の各年度においては、当該算定される額を当該合併後関連市町村に対し交付すべき交付金の額とする。

第五条 法第十四条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書を提出しなければならない。

第六条 法第十五条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号とのおりとする。

(異議の申出)

2 1 この府令は、公布の日から施行する。

2 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律施行規則(昭和四十一年総理府令第三十八号)は、廃止する。

附 則

